

海外で新型インフルエンザが発生した場合には、在留邦人保護のため以下の措置を実施。この過程で、必要に応じて諸外国と協力。

①情報収集・提供

- 在外公館を通じた関係国当局・現地在留邦人のネットワーク等からの情報収集
 - WHO等の国際的ネットワークを通じた情報収集（発生状況、現地医療体制、主要国の動向等）
- ↓
- 在留邦人との連絡協議会、ホームページ、メールサービス等を通じた在留邦人への情報提供（食糧備蓄の勧奨等）
- ↓
- 状況に応じて「感染症危険情報」※発出
（在留邦人に対し、自宅待機や安全な地域への退避などを含めた適切な安全対策を講ずるよう注意喚起）
※感染症危険情報については、WHO及び在外公館からの報告に基づいて発出を検討する。また、これらの情報については、厚生労働省等とも共有する。

②帰国支援

- 在留邦人への定期便の運行情報の提供（関係各国と連携）
- 増便が必要な場合の航空会社への依頼[国土交通省と協力]
- 定期航空便等の運行停止後は、発生国の状況を踏まえ、帰国に際して検疫が強化されていることに留意しつつ、直ちにチャーター機手配等の代替的帰国手段の検討

③在留邦人感染者への対応

- 現地医療機関との連携（現地医療機関の処方箋を踏まえ、現地制度に則した対応）
- 現地医療機関が機能しない等の緊急・特例的な状況に備え、緊急支援・供与用として、在外公館に、抗インフルエンザウイルス薬を備蓄済み

※昨年9月の政府行動計画において、国民の45%に相当する量を目標として抗インフルエンザウイルス薬を備蓄すると規定されていることに準じて、医療事情の悪い国・地域の在留邦人及び短期滞在者の45%にあたる約24万人分のタミフル等を備蓄。

【参考】「感染症危険情報」発出の目安(カテゴリー)

外務省は、WHOによる勧告、発生国の状況(感染状況、医療体制等)、主要国の動向等を踏まえ、感染発生国・地域について、WHOの宣言する各フェーズに応じ、以下のパターンで「感染症危険情報」を発出する。なお、フェーズ3の段階では、基本的に「スポット情報」や「広域情報」などで、一般的な注意喚起を行う。

WHOの警戒水準レベル (フェーズ)	対象	外務省が発出する渡航情報(感染症危険情報)
フェーズ4宣言前 (新型インフルエンザ発生の疑いを把握したとき) フェーズ4: コミュニティレベルでの流行を持続させうる形に変異したウイルスのヒト-ヒト感染が確認されている状態。	渡航者	「不要不急の渡航については、延期も含め検討して下さい。」
	在留邦人	「予め今後の退避の可能性も含め検討して下さい。」
フェーズ4宣言以降 (新型インフルエンザの発生が確認されたとき) フェーズ5: フェーズ4と同じウイルスがWHOの1つの地域に属する2カ国以上で、コミュニティレベルの流行を持続させている状態。	渡航者	「渡航は延期して下さい。」
	在留邦人	「今後、出国ができなくなる可能性及び現地で十分な医療が受けられなくなる可能性もあります。退避については、これらの点も含め検討して下さい。 「帰国に際しては、停留される可能性もあることに留意して下さい。」
例外的ケース (発生国当局が出国禁止措置をとった場合等)	在留邦人	「現地の安全な場所に留まり、感染防止策を徹底して下さい。」

警戒水準(フェーズ)			深刻度
フェーズ	呼称	パンデミックの可能性	定義
1	鳥インフルエンザ (豚インフルエンザ等)	不確実	ヒトへ感染する動物のインフルエンザウイルスが確認されていない。
2			ヒトへ感染しパンデミックを引き起こす可能性を持つ動物のインフルエンザウイルスが確認されている。
3			変異したウイルスが散発的に又は小集団にヒト感染を起こしているが、コミュニティレベルでの流行を持続させうるヒト-ヒト感染を引き起こしていない。
4	新型インフルエンザ	中～高度	コミュニティレベルでの流行を持続させうる形に変異したウイルスのヒト-ヒト感染が確認されている。
5			フェーズ4と同じウイルスがWHOの1つの地域 ^(*) に属する2カ国以上でコミュニティレベルの流行を持続させている。
6			パンデミックが拡大 フェーズ5の条件に加え、WHOの別の地域の1カ国以上でコミュニティレベルの流行を持続させている。

深刻度

ウイルスの病原性、感染性のほか、保健医療の対応能力なども含めた、パンデミックによる健康被害のレベルを以下の3段階で評価

弱度(mild)

中度(moderate)

強度(severe)

勧告

以下をはじめとするさまざまな措置を、「実施すべき」または「実施すべきでない」ことを勧告

- 渡航制限、国境封鎖
- 医学的検査、治療、予防接種、検疫、隔離
- サーベイランス(調査・監視)の強化 etc..

* WHO地域区分: 米州、欧州、西太平洋(東アジア・ASEANの一部、大洋州)、南東アジア(ASEANの一部+南アジア)、東地中海(中東)、アフリカ

2009年新型インフルエンザA/H1N1発生時の外務省措置

①インフルエンザA/H1N1発生を受けた在留邦人支援

○感染者と接触したとして隔離等された在留邦人・渡航者への支援

- 香港で感染が確認されたメキシコ人の滞在ホテルが封鎖、同宿の邦人8名もホテル内に隔離。
無事隔離解除されるまで1日2回定期連絡し健康状態・待遇を確認。希望に応じ差し入れ。
- 米国から中国に帰国(成田経由)し、感染が確認された中国人男性と同便(成田発北京行き)に同乗していた邦人(既に日本に帰国していた邦人を除く)、及び同乗した邦人に更に接触した邦人2名を加えた合計20名が中国側の医学観察下におかれた(北京15名、西安4名、武漢1名)。
全員が観察解除されるまで、在中国大使館を通じて連絡を取り、健康状態・待遇を確認。

②メキシコへの支援

○対メキシコ支援

最大1億円の緊急支援を決定(5月1日)。

- うち2,100万円相当の緊急援助物資(マスク、ゴーグル等)をメキシコ側に引き渡し(5月2日)。
- サーモカメラ25台(7,650万円相当)を供与5月7日。